# 厚生労働科学研究費補助金 (健康安全·危機管理対策総合研究事業) 分担研究報告書

#### 1. 基準案の検証

研究分担者 東 賢一 近畿大学医学部 准教授 研究分担者 林 基哉 国立保健医療科学院 統括研究官 研究分担者 欅田 尚樹 国立保健医療科学院生活環境研究部 部長

#### 研究要旨

近年、建築物の多様化や省エネルギー対応などより、建築物衛生法の管理基 準に適合しない建築物の割合が増加している。また、微生物や超微小粒子など 建築物に関わる汚染要因も変化してきており、監視方法や管理基準を含めた環 境衛生管理のあり方を検討する必要がある。そこで本研究では、建築物環境衛 生管理基準の空気環境項目について、国際的な動向や諸外国の動向および関連 する近年の科学的知見等を整理し、今後検討すべき建築物環境衛生管理基準を 整理した。世界保健機関 (WHO) が温度の室内ガイドラインとして 18℃を 2018 年に公表した。これは冬期の高齢者における血圧上昇に対する影響を考 慮したものであった。また WHO は、微小粒子状物質 (PM2.5)、一酸化炭素 の室内空気質ガイドラインを公表しており、微小粒子状物質では循環器疾患へ の影響、一酸化炭素では虚血性心疾患への影響に基づくものであった。室内の 粒子状物質については、浮遊粉じんよりも粒径の小さい PM2.5 に対する室内空 気指針値の設定が近年諸外国でなされてきており、WHO においても 2018 年 に開催された「空気汚染と健康に関する世界会合」において、大気と室内にお ける PM2.5 による健康被害の問題が大きく取り上げられた。これらの物質につ いては、今後検討すべき項目であると考えられた。その他の室内空気汚染物質 については、国際的な動向や諸外国の動向および関連する近年の科学的知見等 をもとに今後検討すべき物質を整理した。2018年度から2019年度にかけて 実施する事務所の測定調査および既往の測定結果をもとに、建築物環境衛生管 理基準の指標とすべきかについてさらなる検討を行う予定である。

## A. 研究目的

A.1 エビデンス整理に基づく基準案の検証 近年、建築物の多様化や省エネルギー対応な どより、建築物衛生法の管理基準に適合しない 建築物の割合が増加している。また、微生物や 超微小粒子など建築物に関わる汚染要因も変 化してきており、監視方法や管理基準を含めた 環境衛生管理のあり方を検討する必要がある。 そこで本研究では、建築物環境衛生管理基準の 空気環境の測定項目である、浮遊粉じん、一酸 化炭素、二酸化炭素、温度、相対湿度、気流、 ホルムアルデヒド等の室内空気環境に関連す る因子について、国際的な動向や諸外国の動向 および関連する近年の科学的知見等を整理し、 今後検討すべき建築物環境衛生管理基準を提 案する。また、特定建築物における空気環境を 中心に、給排水の管理、清掃、ねずみ等の防除 といった、環境衛生管理基準規定項目に係る実 態と、建築物利用者の健康状況を調査し、特定 建築物の範囲拡大も含めた適切な衛生管理方 策の検討に必要な科学的根拠を明らかにする ことを目的としている。

本研究で得られた成果は、建築物衛生法の適用 範囲の検討に資するものであり、今後の建築物 衛生行政における施策の立案に寄与するもの である。

#### B. 研究方法

B.1 建築物環境衛生管理基準(空気環境の調整)の検討

国際機関や国内外の室内環境規制に関する報告書、関連学会の資料、関連論文をインターネットおよび文献データベースで調査した。近年、主だった活動が見受けられた世界保健機関(WHO)及びその欧州地域事務局(WHO)欧州)、ドイツ、フランス、カナダを主な調査対象国とした。また、国際シンポジウムや国際ワークショップに参加し、国際的な動向や諸外国の動向に関する情報収集や情報交換を行った。

#### C. 研究結果および考察

- C.1 建築物環境衛生管理基準(空気環境の調整)の検討
- C.1.1 現在の環境衛生管理基準と現項目の 改正案

建築物における衛生的環境の確保に関する 法律(建築物衛生法)(昭和45年4月14日 法律第二十号)「第四条第一項」では、「建築物 環境衛生管理基準」を規定している。ここでは、 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該 特定建築物の維持管理について権原を有する ものは、政令で定める基準に従って当該特定建 築物の維持管理をしなければならないと規定 されている。建築物における衛生的環境の確保 に関する法律施行令(以下、建築物衛生法施行 令)は、1970年(昭和45年)10月12日に公 布されている。その後、幾多の改正を経て、2004年(平成16年)3月19日に改正された施行 令(政令第四六号)が現在施行されているもの である。建築物衛生法施行令に規定されている 建築物環境衛生管理基準において、空気調和設 備を設けている場合の空気環境の調整に関す る基準は以下の通りである。

	-T II	hele will the NAL Lie	111. 14
	項目	管理基準値	備考
瞬間値	温度	17 ℃以上 28 ℃以下 ※居室における温度を外気の温度より	機械換気の場合は適用しない
但		低くする場合は、その差を著しくしない	
	相対湿度	40 %以上 70 %以下	機械換気の場合は適用しな い
	気流	0.5 m/秒以下	
平均	浮遊粉じん量	0.15 mg/m³以下	光散乱法などの測定器を使 用
値	二酸化炭素	1000 ppm 以下	
	一酸化炭素	10 ppm 以下	外気がすでに 10 ppm 以上の 場合は 20 ppm 以下
	ホルムアルデ	0.1 mg/m³(0.08 ppm)以下	新築・大規模修繕後等の6月
	ヒド		1日~9月30日の期間内

建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、 給水および排水の管理、清掃、ねずみ・昆虫等 の防除に関し、環境衛生上良好な状態を維持す るために必要な措置について定めている。本基 準は建築物内部の人工的な総合環境を網羅し た管理基準であり、この管理基準を遵守するた め、建築物の所有者は権原者として、管理技術 者を選任し、管理項目に沿った維持管理を実施 する義務が課せられている。本基準は制定後 50年近く経過した現在、維持管理関係者に広 く浸透し、衛生規制として重要な役割を担って いる。また、対象外施設の維持管理基準やガイ ドラインとしても広く参考とされ、活用されて いる。近年の科学的知見に基づいて、既存の管 理項目に関する改正案を以下に示した。

## 【 既存の管理項目の改正案 】

管理項目	基準値	時間単位	適用規定	改正の根拠
温度	<u>18℃以上 28℃以下</u>	瞬間値	機械換気の場合は適 用しない	WHO (2018)
相対湿度	40%以上 70%以下	瞬間値	機械換気の場合は適 用しない	
気流	0.5 m/秒以下	瞬間値		
浮遊粉じん*	0.15 mg/m³以下	平均値		
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1 日平均値 35 μg/m³以下 かつ 1 年平均値 15 μg/m³以下	平均値	※1年平均値は年 6 回測定の平均値	WHO 室内ガイ ドライン(基準 値案は環境省大 気環境基準)
二酸化炭素	1000 ppm 以下	平均值		
一酸化炭素	<u>6 ppm 以下</u>	平均値		WHO 室内ガイ ドライン
ホルムアルデヒド	30 分平均值 0.1 mg/m³ 以下	瞬間値	新築・大規模修繕後 等の 6 月 1 日~9 月 30 日の期間内	WHO 室内ガイ ドライン

## ※下線部が改正案の箇所

#### <参考文献>

## 1) 温度

WHO, 2018. WHO Hosing and Health Guidelines. World Health Organization, Geneva.

2) 微小粒子状物質、一酸化炭素、ホルムアルデヒド

WHO. 2005. WHO air quality guidelines global update 2005. Report on a working group meeting, Bonn, Germany, 18-20 October 2005. WHO Regional Office for Europe, Copenhagen. WHO Europe. 2010. WHO guidelines for indoor air quality: selected pollutants. WHO Regional Office for Europe, Copenhagen.

WHO. 2014. WHO guidelines for indoor air quality: household fuel combustion. World Health Organization, Geneva.

環境省. 2009. 微小粒子状物質環境基準専門委員会報告. 環境省中央環境審議会大気環境部会, 東京.

<sup>\*</sup> 過去の蓄積されたデータがあるので残しているが、いずれかの時点で廃止を検討。

# C.1.2 新規管理項目の検討について

現行の管理項目に新規に追加する必要性を検討し、表 1-1-1~表 1-1-2 にとりまとめた。また、学術的に近年検討されており、今後の検討を要する項目を表 1-2 にまとめた。検討にあたっては、以下の 4 点を新規項目の選定基準とした。なお、これらの項目については、既存の測定データや今後の測定データ、また科学的知見などから今後詳細に検討を行うものである。

## 【選定基準】

- ①現行の建築物環境衛生管理基準で規定されているもの
- ②WHO が室内空気質ガイドラインを定めるもの
- ③学校環境衛生基準で規定されているもの
- ④シックハウスに係る室内濃度指針値(厚生 労働省)が定められているもの

表 1-1-1 室内空気における WHO(欧州)と国内の指針値等の設定状況 1 (網掛けは選定基準の優先順位が高いものと重複しているものを示す)

\22 ch		主な	室内空気における WHO(欧州)と国内の指針値等の設定状況			で	
選定 基準			建築物環境衛生管 理基準	WHO 室内空気質ガイドライン	シックハウス室 内濃度指針値 (厚生労働省)	学校環境衛生基準 (学校保健安全法)	(環境基本
	温度		17∼28°C			17∼28°C	
	相対湿度		40~70%			30~80%	
	気流		0.5 m/秒			0.5 m/秒	
①現行 の建境 物環生 第	浮遊粉じん	燃焼	0.15 mg/m³	50 μg/m³(24時間) 20 μg/m³(1年)		0.1 mg/m³	日平均値が 0.10 mg/m³ 以 下であり、か つ、1時間値 が 0.20 mg/m³
理基準 で規定 されて	二酸化炭 素	燃 焼、 ヒト	1000 ppm			1500 ppm	
いるもの	一酸化炭素	燃焼	10 ppm	86 ppm(15 分) 30 ppm(1 時間) 8.6 ppm(8 時間) 6 ppm(24 時間)		10 ppm	日平均値が 10 ppm 以下 であり、かつ、 1時間値の8 時間平均値 が 20 ppm 以
	ホルムア ルデヒド	合板	100 μ g/m³	100 μg/m³(30分)	100 μg/m³	100 μg/m³	
	PM <sub>10</sub>	燃焼	0.15 mg/m³	50 μg/m³(24時間) 20 μg/m³(1年)		0.1 mg/m³	日平均値が 0.10 mg/m³以 下であり、か つ、1時間値 が 0.20 mg/m³
②WHO (欧州)	PM <sub>2.5</sub>	燃焼		25 μg/m³(24時間) 10 μg/m³(1年)			15 μg/m³以 下 かつ 1日 平均値 35
が室内空気質	ホルムア ルデヒド	合板	100 μg/m³	100 μg/m³(30分)	100 μg/m³	100 μg/m³	
ガイドラ インを 定める	ベンゼン	燃料 の燃 焼		1.7 μg/m³ (10 <sup>-5</sup> 発がんリスク)			3 μmg/m³以
もの	ナフタレン			10 μg/m³			
	二酸化窒素	燃焼		200 μg/m³(1時間) 40 μg/m³(1年)		0.06 ppm	日平均値が
	一酸化炭素	燃焼	10 ppm	86 ppm(15分) 30 ppm(1 時間) 8.6 ppm(8 時間) 6 ppm(24 時間)		10 ppm	1時間値の1 日平均値が 10 ppm 以下 であり、かつ、

I							1時間値の8
							時間平均値
							が 20 ppm 以
							下
	ラドン	自然 の鉱		100 Bq/m³			
		物		100 Bq/ III			
		工業					1年平均値が
	トリクロロ エチレン	用有		23 μg/m³(10⁻⁵発 がんリスク)			0.2mg/m³以
	エテレン	機溶剤		かんり入り)			下
		クリー					
	テトラクロ	ニン		250 ( 2			1年平均値が
	ロエチレン	グの 洗浄		250 μg/m <sup>3</sup>			0.2mg/m³以 下
	-	溶剤					'
	ベンゾ-a- ピレン	燃焼		0.12 ng/m³(10 <sup>-5</sup> 発 がんリスク)			
	二酸化炭	燃					
	素	焼、ヒト	1000 ppm			1500 ppm	
	温度		17~28℃			17~28°C	
	相対湿度		40~70%			30~80%	
	気流		0.5 m/秒	50 / 2/04 Ft BB)		0.5 m/秒	
	浮遊粉じん	燃焼	0.15 mg/m <sup>3</sup>	50 μg/m³(24時間) 20 μg/m³(1年)		0.1 mg/m <sup>3</sup>	
	一酸化炭素	燃焼	10 ppm	86 ppm(15 分) 30 ppm(1 時間) 8.6 ppm(8 時間) 6 ppm(24 時間)		10 ppm	1時間値の1 日平均値が 10 ppm 以下 であり、かつ、 1時間値の8 時間平均値 が 20 ppm 以 下
③学校 環基基 生規!	二酸化窒素	燃焼		200 μg/m³(1時間) 40 μg/m³(1年)		0.06 ppm	1時間値の1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm まで のゾーン内又 はそれ以下
されているも	ホルムア ルデヒド	合板	100 μg/m³	100 μg/m³(30分)	100 μg/m³	100 μg/m³	
o o	トルエン	接着 剤、 塗料			260 μg/m³	260 μg/m³	
	キシレン	接着 剤、 塗料			200 μg/m³	870 μg/m³	
	パラジク ロロベン ゼン	防虫剤			240 μg/m³	240 μg/m³	
	エチルベ ンゼン	断熱 材、 塗料			<u>58 μg/m³</u>	3800 μg/m³	
	スチレン	断熱 材、 防水 剤			220 μg/m³	220 μg/m³	
	ダニ又は ダニアレ ルゲン	寝具 や絨 毯				100 匹/m²	
<b>④</b> シッ	ホルムア	合板	100 μg/m³	100 μg/m³(30分)	100 μg/m³	100 μg/m³	
クハウ	ルデヒド						

スに係 る室内 濃度指	トルエン	接着 剤、 塗料		260 μg/m³	260 μg/m³	
針値 (厚生 労働	キシレン	接着 剤、 塗料		200 μg/m³	870 μg/m³	
省)が 定めら れてい	パラジク ロロベン ゼン	防虫剤		240 μg/m³	240 μg/m³	
るもの (下線 部は改	エチルベ ンゼン	断熱 材、 塗料		3800 μg/m³	3800 μg/m³	
正また は新設 案)	スチレン	断熱 材、 防水 剤		220 μg/m³	220 μg/m³	
	クロルピ リホス	防蟻 剤		1 μg/m³		
	フタル酸 ジブチル	塩ビ 樹脂		17 μg/m <sup>3</sup>		
	テトラデカ ン	接着 剤、 塗料		330 μg/m³		
	フタル酸 ジ-2-エチ ルヘキシ ル	塩ビ 樹脂		100 μg/m³		
	ダイアジノ ン	防蟻 剤		0.29 $\mu  \text{g/m}^3$		
	アセトアルデヒド	合 板、 接着 剤		48 μg/m³		
	フェノブカ ルブ	防蟻 剤		33 $\mu  \text{g/m}^3$		
	総揮発性 有機化合 物(TVOC)			400 μg/m³		

表 1-1-2 室内空気における諸外国の指針値等の設定状況 2 (網掛けは選定基準の優先順位が高いものと重複しているものを示す)

選定基		主な	室内空気における	る諸外国の指針値	等の設定状況	監視用測定方	
準	項目	発生 源	ドイツ	フランス	カナダ	法	定点測定方法 
	温度					建築物衛生法	
	相対湿度					建築物衛生法	
	気流					建築物衛生法	
①現行	浮遊粉じ ん	燃焼				建築物衛生法	
の建築 物環境 衛生管	二酸化炭 素	燃焼、ヒト	1000 ppm 以下 無害		1000 ppm(オフィス)	建築物衛生法	
理基準 で規定 されて いるも の	一酸化炭素	燃焼	5.2 μg/m³(30 分) 1.3 μg/m³(8 時間)	86 ppm(15 分) 52 ppm(30 分) 26 ppm(1 時間) 8.6 ppm(8 時間)	25 ppm(1 時間) 10 ppm(24 時間)	建築物衛生法	
	ホルムアルデビド	合板	120 μg/m³(30 分)	50 μg/m³(2時間) 10 μg/m³(1 年)	123 μg/m³(1時間) 50 μg/m³(8時間)	建築物衛生法	厚労省
	PM <sub>10</sub>	燃焼					
	PM <sub>2.5</sub>	燃焼	25 μg/m³(24 時間)	WHO のガイドラ インの活用を推 奨	可能な限り低く	環境省	
	ホルムアルデビド	合板	120 µg/m³(30 分)	50 μg/m³(2時間) 10 μg/m³(1年)	123 μg/m³(1時間) 50 μg/m³(8時間)	建築物衛生法	厚労省
	ベンゼン	燃料 の燃 焼		2 μg/m³(10 <sup>-5</sup> 発がんリスク)	可能な限り低く	環境省	厚労省調査法
	ナフタレン		10 μg/m³	10 μg/m³(1 年)	10 μg/m³(1日)		厚労省調査法
②WHO (欧州) が室内	二酸化窒素	燃焼	350 μg/m³(30 分) 60 μg/m³(1 週)	200 μg/m³(2 時間) 20 μg/m³(1 年)	170 μg/m³(1時間) 20 μg/m³(1日)	環境省	
空気質 ガイドラ インを 定める もの	一酸化炭素	燃焼	5.2 μg/m³(30 分) 1.3 μg/m³(8 時間)	86 ppm(15 分) 52 ppm(30 分) 26 ppm(1 時間) 8.6 ppm(8 時間)	25 ppm(1 時間) 10 ppm(24 時間)	環境省	
	ラドン	自然 の鉱 物			200 Bq/m³		
	トリクロロ エチレン	工業 用有 機溶 剤	20 μg/m³	20 μg/m³(10 <sup>-5</sup> 発がんリスク)		環境省	厚労省調査法
	テトラクロ ロエチレ ン	クリー ニン グの 洗浄 溶剤	100 μg/m³	250 μg/m³(1 年)		環境省	厚労省調査法
	ベンゾ-a- ピレン	燃焼				環境省調査法	
③学校 環境衛 生基準	二酸化炭素	燃 焼、ヒ ト	1000 ppm 以下 無害			文科省	
で規定	温度					文科省	

されて 相対湿度 文科省 いるも 気流 文科省 の 浮遊粉じ 燃焼 文科省 86 ppm(15分)  $5.2 \mu \text{ g/m}^3 (30$ 52 ppm(30 分) 一酸化炭 分) 25 ppm(1 時間) 26 ppm(1 時間) 文科省 燃焼 素 1.3  $\mu \, g/m^3 (8)$ 10 ppm(24 時間) 8.6 ppm(8 時 時間) 200  $\mu \, g/m^3 (2)$ 350  $\mu \, g/m^3 (30)$ 170 μg/m³(1時間) 二酸化窒 分) 時間) 燃焼 文科省 60  $\mu \, g/m^3 (1$ 20  $\mu \, g/m^3 (1)$ 20  $\mu$  g/m<sup>3</sup>(1 日) 週) 年) 50 μg/m³(2時 ホルムア 間) 123 μg/m³(1 時間) 120  $\mu \, g/m^3 (30$ 合板 文科省 ルデヒド 分) 10  $\mu \, g/m^3 (1)$ 50 μg/m³(8時間) 年) 接着 15000  $\mu$  g/m<sup>3</sup>(8 時 トルエン 剤、  $300~\mu\,\mathrm{g/m^3}$ 間) 文科省 塗料 2300  $\mu$  g/m<sup>3</sup>(1 日) 接着 キシレン 文科省 剤、 100  $\mu \, g/m^3$ 塗料 パラジク 防虫 ロロベン 文科省 剤 ゼン 断熱 エチルベ 1500  $\mu \, g/m^3 (1$ 文科省  $200~\mu\,\mathrm{g/m^3}$ 材、 ンゼン 塗料 断熱 材、 スチレン 文科省  $30~\mu~\mathrm{g/m^3}$ 防水 剤 ダニ又は 寝具 ダニアレ 文科省 や絨 ルゲン 毯 50  $\mu$  g/m<sup>3</sup>(2 時 ホルムア 120  $\mu \, g/m^3 (30)$ 間) 123 μg/m³(1 時間) 合板 厚労省 ルデヒド 50 μg/m³(8時間) 10  $\mu \, g/m^3 (1)$ 分) 年) 接着 ④シッ クハウ トルエン 剤、 300  $\mu \, g/m^3$ 2300  $\mu$  g/m<sup>3</sup>(1 日) 厚労省 スに係 塗料 接着 る室内 キシレン 100  $\mu \, g/m^3$ 厚労省 濃度指 剤、 針値 パラジク (厚生 防虫 ロロベン 労働 厚労省 剤 省)が ゼン 定めら 22000  $\mu \, \text{g/m}^3$ 断熱 れてい エチルベ (1日) 厚労省 材、 200  $\mu \, g/m^3$ るもの ンゼン 1500  $\mu \, g/m^3 (1$ 塗料 (下線 年) 部は改 断熱 正また スチレン 厚労省  $30 \mu \text{ g/m}^3$ は新設 防水 案) 剤 クロルピ 防蟻 厚労省 リホス 剤 フタル酸 塩ビ 厚労省 ジブチル 樹脂

テトラデカン	接着 剤、 塗料				厚労省
フタル酸 ジ-2-エチ ルヘキシ ル	塩ビ 樹脂				厚労省
ダイアジノ ン	防蟻 剤				厚労省
アセトアルデビド	合 板、 接着 剤	100 μg/m³	3000 μg/m³(1 時間) 160 μg/m³(1 年)	1420 μg/m³(1時間) 280 μg/m³(1日)	厚労省
フェノブカ ルブ	防蟻 剤				厚労省
総揮発性 有機化合 物(TVOC)		300 μg/m³以 下支障なし			厚労省

<sup>※1</sup> アメリカは室内空気質の規制を行っておらず、室内空気質ガイドラインを定めていない。アメリカは室内空気に対しては非規制戦略(平成16年度厚生労働科学研究費報告書「諸外国における室内空気質規制に関する研究」参照)。

は選定基準の優先順位が高いものと重複していることがわかるようにセルに色付けを行ったもの。

表 1-2 参考指標(学術的に近年注目されており今後の検討を要する項目)

項目	参考指標として考えられる理由
浮遊真菌	いずれも健康影響の量反応関係から基準値を定めたものはないが、浮遊真菌や浮遊細菌
	等の微生物汚染と健康影響との関連があることから(WHO, 2009)、TVOC と同様に、汚染
浮遊細菌	レベルを低減させるための目標濃度を日本建築学会で定めており、カナダ等諸外国の中
	にも、そのような目的で指針を定めている国がある。
放射温度	人体への温熱負荷としては、厳密には、温度のみならず、湿度、放射、着衣、代謝、気流を
	含めて総合的に評価することが重要となる。PMV は、これらの 6 要素を 1 つにまとめてあら
	わす総合温熱指標であり、実態調査で総合温熱指標の把握は学術上必要である。現在
	は、温度、湿度、気流を個別に評価しているが、放射も環境因子としては重要な項目とな
PMV	る。そのため、今回の測定調査では、放射温度を測定するとともに、PMV まで算出し、ある
	いは6要素の項目で組み合わせ等を行って、特定建築物と今後適用を検討している中規
	模建築物の実態を把握し、調査数には限りはあるが、健康との関係を評価する必要があ
	る。
超微小粒子状物	現在は、PM <sub>2.5</sub> までの粒径に対して基準値が定められているが、さらに小さいナノ粒子に関
質(ナノ粒子)	する健康影響も大気等の疫学調査等が進められている。また、粒子の重量濃度よりも、個
	数濃度で評価するほうが、生体影響との関連が強いのではないかと考えられている。さら
粒子状物質の個	に、粒子の大きさの分布を把握することは、空調設備における除去方法を検討するうえで、
数濃度	重要な知見となる。従って、粒子の大きさ毎に粒子の個数濃度を評価するとともに、ナノ粒
	子の領域の濃度を個別に評価する必要がある。
	ダスト中のエンドトキシン濃度と気管支ぜん息や肺気腫との関係(量反応関係)が最近疫
	学研究で報告されるなど(Mendy et al., 2018; Thorne et al., 2005; Thorne et al., 2015)、エン
エンドトキシン	ドトキシンを指標とした室内環境における微生物由来の汚染物質の評価が注目されてい
	る。従って、本調査においても、特定建築物と中規模建築物でエンドトキシンの汚染の実態
	を評価するとともに、調査数には限りはあるが、健康との関係を評価する必要がある。

## <参考文献>

# 1) 検討要否における参考資料

Azuma K, Uchiyama I, Uchiyama Kunugita N. 2016. Assessment of inhalation exposure indoor to air pollutants: Screening for health risks of multiple pollutants in Japanese dwellings. Environ Res 145:39-49.

Mendy A, Salo PM, Cohn RD, Wilkerson J, Zeldin DC, Thorne PS. 2018. House Dust Endotoxin Association with Chronic Bronchitis and Emphysema. Environ Health Perspect 126:037007. doi: 10.1289/EHP2452.

Suzuki G, Yamaguchi I, Ogata H, Sugiyama H, Yonehara H, Kasagi F, Fujiwara S, Tatsukawa Y, Mori I, Kimura S. 2010. A nation-wide survey on indoor radon from 2007 to 2010 in Japan. J Radiat Res 51:683–689.

- Thorne PS, Kulhánková K, Yin M, Cohn R, Arbes SJ Jr, Zeldin DC. 2005. Endotoxin exposure is a risk factor for asthma: the national survey of endotoxin in United States housing. Am J Respir Crit Care Med 172:1371–1377.
- Thorne PS, Mendy A, Metwali N, Salo P, Co C, Jaramillo R, Rose KM, Zeldin DC. 2015. Endotoxin Exposure: Predictors and Prevalence of Associated Asthma Outcomes in the United States. Am J Respir Crit Care Med 192:1287–1297.
- WHO. 2009. WHO guidelines for indoor air quality: dampness and mould. WHO Regional Office for Europe, Copenhagen.
- 小畑美知夫. 2007. 建築物の衛生的環境の維持管理に関する研究. 平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金研究報告書, 平成 19 年 3 月.
- 2) World Health Organization
- WHO. 2005. WHO air quality guidelines global update 2005. Report on a working group meeting, Bonn, Germany, 18-20 October 2005. WHO Regional Office for Europe, Copenhagen.
- WHO Europe. 2010. WHO guidelines for indoor air quality: selected pollutants.WHO Regional Office for Europe, Copenhagen.
- 3) 日本建築学会
- 日本建築学会. 2010. 日本建築学会環境基準 AIJES-A004-2010 アセトアルデヒドに よる室内空気汚染防止に関する濃度等規 準・同解説. 日本建築学会, 東京.
- 日本建築学会. 2010. 日本建築学会環境基準 AIJES-A006-2010 総揮発性有機化合物 による室内空気汚染防止に関する濃度等規

- 準・同解説. 日本建築学会, 東京.
- 日本建築学会. 2013. 日本建築学会環境基準 AIJES - A0002 - 2013 微生物による室 内空気汚染に関する設計・維持管理規準・ 同解説. 日本建築学会, 東京.
- 日本建築学会. 2014. 日本建築学会環境基準 AIJES-A0001-2014 ホルムアルデヒドに よる室内空気汚染に関する設計・施工等規 準・同解説. 日本建築学会, 東京.

#### 4) ドイツ

- Sagunski H. 1998. Richtwerte für die Innenraumluft: Styrol. Bundesgesundheitsblatt 41:392–421.
- Englert N. 1998. Richtwerte für die Innenraumluft: Stickstoffdioxid. Bundesgesundheitsblatt 41:9–12.
- IRK. 2007. Beurteilung von Innenraumluftkontaminationen mittels Referenz- und Richtwerten. Bundesgesundheitsblatt-Gesundheitsfor schung-Gesundheitsschutz 50:990–1005.
- IRK. 2012. Richtwerte für Ethylbenzol in der Innenraumluft.

  Bundesgesundheitsblatt 55:1192–1200.
- IRK. 2013. Richtwerte für Acetaldehyd in der Innenraumluft. Bundesgesundheitsblatt 56:1434–1447.
- IRK. 2013. Richtwerte für Naphthalin und Naphthalin-ähnliche Verbindungen in der Innenraumluft. Bundesgesundheitsblatt 56:1448–1459.
- IRK. 2015. Gesundheitliche Bewertung von Trichlorethen in der Innenraumluft, Mitteilung der Ad-hoc-Arbeitsgruppe Innenraumrichtwerte der Kommission Innenraumlufthygiene und der Obersten Landesgesundheitsbehörden.

Bundesgesundheitsbl 58:762-768.

IRK. 2015. Richtwerte für Dimethylbenzolein der Innenraumluft.Bundesgesundheitsblatt 58:1378–1389.

IRK. 2016. Richtwerte für Toluol und gesundheitliche Bewertung von C7-C8-Alkylbenzolen in der Innenraumluft. Bundesgesundheitsblatt 59:1522–1539.

IRK. 2017. Richtwerte für Tetrachlorethenin der Innenraumluft.Bundesgesundheitsbl 60:1305–1315.

#### 5) フランス

Afsset (2008) Valeurs guides de qualité d'air intérieur: Le benzène. Avis de l'Afsset, Rapport d'expertise collective.

Afsset (2009) Valeurs guides de qualité d'air intérieur: Le naphtalène. Avis de l'Afsset, Rapport d'expertise collective.

Afsset (2009) Relatif à la proposition de valeurs guides de qualité de l'air intérieur pour le trichloroéthylène (TCE), AVIS de l'Agence française de sécurité sanitaire de l'environnement et du travail.

Afsset (2010) Relatif à la proposition de valeurs guides de qualité d'air intérieur pour le tétrachloroéthylène (perchloroéthylène), AVIS de l'Agence française de sécurité sanitaire de l'environnement et du travail.

ANSES (2013) Proposition de valeurs guides de qualité d'air intérieur, Le dioxyde d'azote, Avis de l'Anses, Rapport d'expertise collective.

ANSES (2014) Proposition de valeurs guides de qualité d'air intérieur, L'acétaldéhyde,

Avis de l'Anses, Rapport d'expertise collective.

ANSES (2016) Proposition de valeurs guides de qualité d'air intérieur, L'éthylbenzène, Avis de l'Anses, Rapport d'expertise collective.

#### 6) カナダ

Health Canada. 1987. Exposure Guidelines for Residential Indoor Air Quality, A Report of the Federal-Provincial Advisory Committee on Environmental and Occupational Health, Cat. H46-2/90-156E.

Health Canada. 2007. Residential Indoor Air Quality Guideline: Moulds.

Health Canada. 2007. Government of Canada Radon Guideline. https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/radiation/radon/government-canada-radon-guideline.html

Health Canada. 2010. Residential Indoor Air Quality Guideline: OZONE.

Health Canada. 2011. Residential Indoor Air Quality Guideline: TOLUENE.

Health Canada. 2013. Residential Indoor Air Quality Guideline: Naphthalene.

Health Canada. 2013. Guidance for Benzene in Residential Indoor Air

Health Canada. 2017. Residential indoor air quality guideline: acetaldehyde, https://www.canada.ca/en/health-canada/services/publications/healthy-living/residential-indoor-air-quality-guideline-acetaldehyde.html

- C.1.3 室内環境化学物質のリスク評価やリスク管理に関する国際動向
- 1) WHO による空気汚染と健康に関する世 界会合

2018年10月30日から11月1日にかけて スイスのジュネーブで開催された「空気汚染と 健康に関する世界会合: FIRST GLOBAL CONFERENCE ON AIR POLLUTION AND HEALTH: Improving Air Quality, Combatting Climate Change -Saving Lives」においては、2016年以降空気質ガイド ラインのアップデートを進めており、粒子状物 質、二酸化窒素、オゾン、二酸化硫黄、一酸化 炭素、自然起源のミネラルダストのガイドライ ンを現在検討中と報告していた。自然起源のミ ネラルダストは、粒子状物質に関連して、砂漠 のダストを意図しているようであった。なお、 本分担研究者の東賢一は、WHOの「住宅と健 康ガイドライン: Housing and Health Guidelines」の開発グループに属していたが、 2018年11月27日にガイドラインが公表され、 このガイドラインの担当者が同年 11 月から Air pollution and urban health 部門のコーデ ィネータとなり、今後も WHO の活動に協力 していく予定である。以下に会合の状況がビデ オで公開されている。

First WHO Global Conference on Air Pollution and Health, 30 October – 1 November 2018

https://www.who.int/airpollution/events/co
nference/en/

2) ドイツ連邦環境庁主催室内空気汚染物質のリスク評価国際シンポジウム

2018年9月16日から18日にかけてドイツ のベルリンで開催されたドイツ連邦環境庁主 催の「International Conference on Risk Assessment of Indoor Air Chemicals」に参加し、日本の状況について講演を行った。このシンポジウムの内容は、国際雑誌に掲載する計画を進めている。また、以下のドイツ連邦環境庁のホームページで各講演資料が pdf ファイルで公開されている。

International Conference on Risk Assessment of Indoor Air Chemicals
<a href="https://www.umweltbundesamt.de/en/indo">https://www.umweltbundesamt.de/en/indo</a>
or-air-toxicology-start

本シンポジウムでは、WHO、ドイツ、フランス、アメリカ、カナダ、ベルギー、オーストリア、イギリスから、各国におけるガイドライン等の状況、その他、汚染源対策としての建材ラベリングについての講演と議論がなされた。研究者だけでなく、BASF社からも企業の取り組みがプレゼンされた。参加者には、その他の企業、環境NGOなどのステークホルダーも含まれており、それぞれの立場からの質問等があった。イーストマン社も参加しており、テキサノールとTXIBの実験報告書に関する情報の入手について相談したが、オランダ支局の担当官であり、わからないとのことであった。総じて気付いた点や要望について以下に示す。

①各国の室内空気質ガイドライン

ガイドラインの導出スキームが明確にされており、透明性の確保という点において、そのことは重要であると感じた。

②日本の指針値の根拠の英語化

ドイツの指針値を策定されている担当官から、日本の指針値の設定根拠の詳細について、 英語の出版物を希望された。どのようなデータに、どのようなアセスメント(係数など)を用いて指針値を導出してきたか知りたいとのことであった。ただ、ドイツもそうなのであるが、 英語を母国語とする国以外では、フランスでも 英語版は出版されておらず、日本だけのことではない。ただ日本では、数値と影響指標のみが 英文で公開されているのみであることから、も う少しアセスメント(引用論文、係数等)について付け加えても良いように感じた。

#### ③フタル酸エステル類について

DEHP から DINCH や DEHTP に代替化が 急速に進んでいるとの報告があった。DINCH はBASF社が開発した非フタル酸系可塑剤で、 動物実験では生殖発生毒性がみられていない と報告されている。EFSA (欧州食品安全庁) は 2006 年に TDI を 1 mg/kg/day に設定して いる。DEHPのTDIが0.03 mg/kg/dayのた め、より有害性が低い物質に代替されることは 良いことのように思われるが、今後、さらに有 害性に関する詳細な研究データが出てくる可 能性もあるため、代替物質の安全性の点検につ いては、より慎重な確認が必要と考えられる。 ④室内ダスト中の化学物質の指針値について フランスが、SVOC と金属類に関するダス ト中の指針値を検討中である。このことについ ては、フランスから私にその後相談がきており (後述)、対応中である。

#### ⑤感作性について

感作性や過敏症に関するセッションがあった。日本では、指針値や環境基準策定時に、感作性を影響指標とすることはなく、このことは、他国でも同様とのことであった。ただ、感作性をどのように扱うかについては、この国際会議でも1つのセッションで取り上げられており、今後の課題と考えられる。WHOでも感作性のリスク評価に関する指針を公表している。

3) 台湾の室内空気質国際ワークショップ 2018 年 11 月 8 日から 9 日にかけて台湾の 台南で開催された台湾成功大学主催の主催の 「 International Indoor Air Quality Workshop」に参加し、日本の状況について講演を行った。11月9日には、台湾環境庁を訪問し、室内空気汚染物質のリスク評価とリスク管理に関する議論を行った。台湾では、室内空気質法「Indoor Air Quality Act」が2012年11月に施行され、以下の室内空気質基準が定められている。

台湾室内空気質法における室内空気質基準

化学物質	測定時間	基準値
一酸化炭素	8時間平均	9 ppm
二酸化炭素	8時間平均	1000 ppm
オゾン	8時間平均	0.06 ppm
総揮発性有機化合物 (TVOC)*	1時間平均	0.58 ppm
ホルムアルデヒド	1時間平均	0.08 ppm
$PM_{10}$	24 時間平均	75 $\mu$ g/m <sup>3</sup>
$PM_{2.5}$	24 時間平均	$35 \mu \text{ g/m}^3$
細菌	ピーク値	1000 CFU/m³ または I/O<1.30
真菌	ピーク値	1500 CFU/m <sup>3</sup>

<sup>\*</sup> ベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1,2-ジクロロベンゼン、1,4-ジクロロベンゼン、ジクロロメタン、エチルベンゼン、スチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、トルエン、キシレン

### 室内空気質基準の適用場所

第一グループ(2014年1月から)	第二グループ (2017年1月から)		
大学、図書館、病院、社会福祉施設、行政機関	博物館・美術館(床面積 2000m²以上)		
鉄道駅、空港(利用客 100 万人/年以上)、	金融機関		
大量高速輸送機関の駅(床面積 10000m <sup>2</sup> 以上	興行場		
または利用客 1000 万人/年以上)	映画館(床面積 1500m²以上)		
展示場(床面積 5000m²以上)	カラオケ(床面積 600m <sup>2</sup> 以上)		
店舗(床面積 3000m²以上)	フィットネスセンター(床面積 2000m <sup>2</sup> 以上)		
合計 455 箇所	合計 985 箇所		

## 4) フランス ANSES

ANSES は、室内ダスト中化学物質の室内空気質ガイドラインの検討を行っている。但し、その方法論を検討するにあたり、各国の専門家からの意見を収集しており、2019年に非公開の国際ワークショップを開催する計画を進めている。私にも健康リスク評価の専門家としての意見を求められ、11月末に意見書を提出している。2019年のワークショップにも参加予定である。

# C1. 4 その他の室内環境因子に関する国際 動向

WHO 欧州は、2009 年に夜間騒音のガイドラインを公表していた。従来、住居内の典型的な騒音影響は、睡眠妨害、アノイアンス(迷惑)、会話妨害であったが、近年、夜間騒音と不眠症、認知力の低下、高血圧、心筋梗塞、精神疾患との関係が示唆されている。そこで、睡眠妨害と不眠症等に関する最小悪影響レベルに基づき、家屋正面の屋外夜間騒音レベルの年平均値として40dBのガイドラインを公表した。なお、

**55 dB** を超えると心血管系疾患のリスクが増大すると報告している。

しかしながら、その後も環境騒音による健康 影響に関する科学的知見が報告されたことを 踏まえて、WHO 欧州は 2018 年に環境騒音の ガイドラインを新たに公表した。新たな環境騒音ガイドラインは、交通騒音、鉄道騒音、航空機騒音、風力発電騒音、娯楽騒音ごとに、建物 正面における昼間と夜間のガイドラインを公表している。

WHO 欧州による環境騒音のガイドライン

騒音の種類	昼間	夜間 (睡眠障害)
交通騒音	$53 \text{ dB } (L_{\text{den}})$	$45~\mathrm{dB}~(\mathrm{L_{night}})$
鉄道騒音	54 dB (L <sub>den</sub> )	$44 \text{ dB (L}_{\text{night}})$
航空機騒音	$45~\mathrm{dB}~(\mathrm{L_{den}})$	$40~\mathrm{dB}~(\mathrm{L_{night}})$
風力発電騒音	$45~\mathrm{dB}~(\mathrm{L_{den}})$	現時点は設定不可
娯楽騒音(ナイトクラブ、パブ、フィットネス、	年平均 70 dB(L <sub>aeq,24h</sub> )	
スポーツイベント、コンサート、音楽イベント、		
音楽鑑賞(ヘッドホン)など)		

Lden: 昼夕夜時間帯補正等価騒音レベル

Lnight: 夜間の等価騒音レベル (Laeq)

#### <参考文献>

WHO Europe. 2009. Night noise guidelines for Europe. WHO Regional Office for Europe, Copenhagen.

WHO Europe. 2018. Environmental noise guidelines for the European Region. WHO Regional Office for Europe, Copenhagen.

#### D. 総括

建築物環境衛生管理基準の空気環境項目について、国際的な動向や諸外国の動向および関連する近年の科学的知見等を整理し、今後検討すべき建築物環境衛生管理基準を整理した。

WHO が温度の室内ガイドラインとして 18%を 2018 年に公表した。これは冬期の高齢者における血圧上昇に対する影響を考慮したものであった。また WHO は、微小粒子状物質  $(PM_{2.5})$ 、一酸化炭素の室内空気質ガイドラインを公表しており、微小粒子状物質では循環器疾患への影響、一酸化炭素では虚血性心疾患

への影響に基づくものであった。室内の粒子状物質については、浮遊粉じんよりも粒径の小さい  $PM_{2.5}$  に対する室内空気指針値の設定が近年諸外国でなされてきており、WHO においても 2018 年に開催された「空気汚染と健康に関する世界会合」において、大気と室内における  $PM_{2.5}$  による健康被害の問題が大きく取り上げられた。これらの物質については、今後検討すべき項目であると考えられた。

その他の室内空気汚染物質については、国際 的な動向や諸外国の動向および関連する近年 の科学的知見等をもとに今後検討すべき物質 を整理した。2018 年度から 2019 年度にかけて実施する事務所の測定調査および既往の測定結果をもとに、建築物環境衛生管理基準の指標とすべきかについてさらなる検討を行う予定である。

#### E. 研究発表

#### 1. 論文発表

- Azuma K, Kagi N, Yanagi U, Osawa H. Effects of low-level inhalation exposure to carbon dioxide in indoor environments: A short review on human health and psychomotor performance. Environment International 121:51–56, 2018.
- 2) Azuma K, Kagi N, Yanagi U, Kim H, Kaihara N, Hayashi M, Osawa H. Effects of thermal conditions and carbon dioxide concentration on building-related symptoms: a longitudinal study in air-conditioned office buildings. Proceedings of the 15th international conference of Indoor Air Quality and Climate, ID106, 6 pages, 2018.
- 3) 東 賢一. 住環境の健康リスク要因とそのマネジメントに関する国内外の動向. 日本衛生学雑誌 73(2):143-146, 2018.
- 4) 岸 玲子、吉野 博、荒木敦子、西條泰明、 東 賢一、河合俊夫、大和 浩、大澤元毅、 柴田英治、田中正敏、増地あゆみ、湊屋街 子、アイツバマイゆふ. 科学的エビデンス に基づく『新シックハウス症候群に関する 相談と対策マニュアル(改訂新版)』を作 成して. 日本衛生学雑誌 73(2):116-129, 2018.
- 5) 東 賢一. シックハウス (室内空気汚染)

- 問題に関する国内での取り組みについて. ビルと環境 第 161 号, pp. 51-55, 2018.
- 6) 東 賢一. 室内環境中における二酸化炭素の吸入曝露によるヒトへの影響. 室内環境 21(2):113-120, 2018.

## 2. 学会発表

- 東賢一、鍵直樹、柳宇、金勲、開原典子、林基哉、大澤元毅. オフィスビル労働者のビル関連症状と温熱環境および二酸化炭素濃度に関する縦断調査. 第91回日本産業衛生学会,熊本,2018年5月16日-19日.
- 2) Azuma K, Kagi N, Yanagi U, Kim H, Kaihara N, Hayashi M, Osawa H. Effects of thermal conditions and carbon dioxide concentration on building-related symptoms: a longitudinal study in air-conditioned office buildings. The 15th international conference of Indoor Air Quality and Climate, Philadelphia, PA, USA, July 22-27 2018.
- 3) 東 賢一、鍵 直樹、柳 宇、金 勲、長谷川 兼一、島崎 大、開原典子、欅田尚樹、林 基 哉、小林健一、大澤元毅. オフィスビル労 働者のビル関連症状と建築物の規模に関 する断面調査. 第 92 回日本産業衛生学会, 名古屋, 2019 年 5 月 22 日-25 日. (in acceptance)
- 4) Azuma K, Kagi, N, Yanagi U, Kim H, Hasegawa K, Shimazaki D, Kaihara N, Kunugita N, Hayashi M, Kobayashi, K, Osawa H. The effects of the total floor area of a building on building-related symptoms in air-conditioned office buildings: a cross-sectional study.

ISES-ISIAQ 2019 Joint Meeting, Kaunas, Lithuania, August 18-22, 2019. (in acceptance)

F. 知的財産権の出願・登録状況 (予定含む) 予定なし